

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：甲良町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.03%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.09%
全職員	95.56%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.40%
本庁課長補佐相当職	103.95%
本庁係長相当職	106.66%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.90%
31～35年	98.06%
26～30年	95.67%
21～25年	85.82%
16～20年	64.87%
11～15年	79.24%
6～10年	105.50%
1～5年	83.37%

【説明欄】

1. 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」における差の主な要因は、会計年度任用職員（パートタイム）において女性職員が男性職員に比して幅広い職種に在籍していることにより、職種間の勤務時間の多寡による影響が生じやすくなっているため。

2. (1) 役職段階別の差については、職員の勤続年数による号給の差が主な要因である。

同 (2) 勤続年数別の差については、扶養手当や住居の契約者として住居手当を受給している男性職員が多いことが主な要因である。また、「11～15年」および「16～20年」における差については、男性職員の時間外勤務が比較的多いことや当該年度における女性職員の育児休業や病気休職等による給与の減額が影響を及ぼしている。「1～5年」には割愛採用職員等を含み、これらの職員には男性の占める比率が高いことから、男性職員の平均給与額を押し上げる要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。